

第8回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和8年3月23日(月) 午前9時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番 松田 潤 委員 2番 大沼 隆一 委員 3番 黒田 暢 委員
6番 石栗 聡 委員 8番 齋藤 学 委員 9番 五十嵐 晃樹 委員
10番 大川 里美 委員

農地利用最適化推進委員

島田 博 推進委員

4. 総会に欠席した農業委員等は、次のとおりである。

4番 佐藤 裕一 委員 5番 菅原 義弘 委員 7番 五十嵐有紀子 委員
齋藤 健太郎 推進委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
第2 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第3 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4 議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
第5 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第6 議案第15号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
第7 議案第16号 農業委員会事務局職員の人事案件について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 大川里美

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会 事務局 長 菅原 勲
総務係 長 渡部 涼子
調整 主任 須藤 輝一
会計年度任用職員 高橋 加奈

議 長 　ただ今より、第8回三川町農業委員会総会を開会いたします。

(9:30)

総会の日程は、事前送付のあった日程に、お手元に配布した議案を追加したいと思います。お諮りします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、「議案第16号」を本日の日程に追加することを決定しました。

次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。

時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、1番 松田 潤 委員、9番 五十嵐 晃樹 委員の2名を指名します。

これより、報告並びに議案の審議に入ります。

それでは、日程第1 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」から日程第2 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」までの報告を求めます。

事務局、説明願います。

渡部総務係長 (説明) << 報告第1号 >>

(説明) << 報告第2号 >>

議 長 　以上で日程第1から日程第2までの報告を終わります。

次に、日程第3 議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) << 議案第12号 >>

議 長 　これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については、原案のとおり可決されました。

次の日程に移りますが、日程第4の議案第13号と日程第5の議案第14号は関連がありますので、説明と実査報告、及び、質疑を一括し、その後それぞれについて採決することとします。この2つの件については、議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、8番 齋藤 学 委員の退席を求めます。

(8番 齋藤 学 委員 退席)

(9:38)

それでは、議案第13号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意

見について」、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を一括で事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長
議 長

(説明) ≪ 議案第13号 議案第14号 ≫

本案については、転用でありますので、過日実査をしております。実査委員長より報告を求めます。6番 石栗 聡 委員登壇願います。

6 番

6番石栗です。農地法第4条第1項、及び農地法第5条第1項による許可申請につきまして、**町内会の案件をご報告いたします。去る3月11日、五十嵐晃樹委員、五十嵐有紀子委員、事務局より渡部総務係長と合わせて4名立ち合いのもと実査を行いました。当該農地は農業振興地域内で、農用地区域外、約1.7ヘクタールの畑団地で、東側を除く三辺が住宅に隣接しております。区割りが小さく、また、多くの所有者が*****で高齢または離農されているため農産物の生産活動が行われず、当団地は全体的に保全管理の状態となっております。今回の転用は農地法第4条の規定に基づいて所有者が所有する一筆の畑農地と隣接する二筆の畑農地を農地法第5条の規定による所有権移転と併用して行うものです。周辺域全体が畑地目のため排水路はありませんが地下浸透の他、接続する道路の反対側(田んぼでいうしり向かいの部分)で向かって下り勾配であり、さらにそこから南東側へ緩やかな下り勾配となっており当該農地より南東75メートル先から広がる水田の排水路へ接続されているため、今回の転用で盛土を行ってコンクリート舗装を行った場合でも雨水処理は問題ないものと思います。また、今回の転用で農業用車庫の建設計画があり日照権の懸念がありましたが、北側において、計画建物と隣接農地との間に3.6メートルの空間を設けていること、建物の軒高が5.2メートルであることから、南中高度を鑑みても周辺で作物の生産が再開された場合でも春から秋にかけて実施を阻害しない立地での計画となっております。以上の実査の結果により転用については問題なく許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これより質疑に入ります。議案第13号と14号について、ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。始めに議案第13号について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成5名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、議案第13号については「許可相当」といたします。

次に、議案第14号について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成5名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、議案第14号については「許可相当」といたします。暫時休憩します。

(9 : 46)

(8番 齋藤 学 委員 着席)

(9:46)

再開します。

(9:47)

次に、日程第6 議案第15号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」の、権利の設定にかかる、番号1について審議します。

この件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、2番 大沼 隆一 委員の退席を求めます。

(2番 大沼 隆一 委員 退席)

(9:47)

事務局からの説明を求めます。

渡部 総務係長
議 長

(説明) ≪ 議案第15号 番号1 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号1について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成5名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、番号1の計画案については原案のとおり意見なし、といたします。暫時休憩します。

(9:49)

(2番 大沼 隆一 委員 着席)

再開します。

(9:50)

次に、番号2について審議します。

この件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、3番 黒田 暢 委員の退席を求めます。

(3番 黒田 暢 委員 退席)

(9:50)

事務局からの説明を求めます。

渡部 総務係長
議 長

(説明) ≪ 議案第15号 番号2 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号2について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成5名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、番号2の計画案については原案のとおり意見なし、といたします。暫時休憩します。

(9:51)

(3番 黒田 暢 委員 着席)

再開します。

(9 : 5 1)

次に、番号3について審議します。

この件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、6番 石栗 聡 委員の退席を求めます。

(6 番 石栗 聡 委員 退席)

(9 : 5 2)

事務局からの説明を求めます。

渡 部 総 務 係 長
議 長

(説明) < 議案第15号 番号3 >

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号3について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成 5 名、反対 0 名)

挙手全員であります。したがって、番号3の計画案については原案のとおり意見なし、といたします。暫時休憩します。

(9 : 5 3)

(6 番 石栗 聡 委員 着席)

(9 : 5 3)

再開します。

(9 : 5 3)

次に、番号4について審議します。

この件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、8番 齋藤 学 委員の退席を求めます。

(8 番 齋藤 学 委員 退席)

(9 : 5 4)

事務局からの説明を求めます。

渡 部 総 務 係 長
議 長

(説明) < 議案第15号 番号4 >

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号4について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成 5 名、反対 0 名)

挙手全員であります。したがって、番号4の計画案については原案のとおり意見なし、といたします。暫時休憩します。

(9 : 5 5)

(8 番 齋藤 学 委員 着席)

(9 : 5 5)

再開します。

(9 : 5 5)

次に、番号5から15について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長
議 長

(説明) ≪ 議案第15号 番号5から15 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号5から15について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、番号5から15の計画案については原案のとおり意見なし、といたします。

次に、権利の移転にかかる議案を審議します。始めに番号16について審議します。この件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、2番 大沼 隆一 委員の退席を求めます。

(2番 大沼 隆一 委員 退席)

(9 : 59)

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長
議 長

(説明) ≪ 議案第15号 番号16 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号16について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成5名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、番号16の計画案については原案のとおり意見なし、といたします。暫時休憩します。

(10 : 00)

(2番 大沼 隆一 委員 着席)

(10 : 00)

再開します。

(10 : 01)

次に、番号17から20について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長
議 長

(説明) ≪ 議案第15号 番号17から20 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。本案の番号17から20について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、番号17から20の計画案については原案のとおり意見なし、といたします。

次に、日程第7 議案第16号「農業委員会事務局職員の人事案件について

て」を提案します。事務局長を除く職員については、退席してください。

(事務局長を除く職員退席)

(10:03)

事務局からの説明を求めます。

菅原事務局長
議 長

(説明) << 議案第16号 >>

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成6名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案については原案のとおり可決されました。

(退席した職員着席)

(10:06)

以上をもちまして、第8回三川町農業委員会総会を閉会します。

(10:06)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 1 番

議事録署名委員 9 番